

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売について

平成 18 年 4 月の介護保険法の改正に伴い、福祉用具を販売するにあたっては、新たに「特定福祉用具販売」と「特定介護予防福祉用具販売」の事業者の指定をとることが必要になりました。

1. 事業者区分

特定福祉用具販売事業者 要介護 1 から要介護 5 までの方、及び経過的要介護の方に販売する場合

特定介護予防福祉用具販売事業者 要支援 1 から要支援 2 までの方に販売する場合

と については、同一事業所で一体的に事業運営ができます。

2. 事業者指定の基準（概要）

法人であること。

定款上での位置づけが必要 特定福祉用具販売の場合：介護保険法による特定福祉用具販売事業

特定介護予防福祉用具販売の場合：介護保険法による特定介護予防福祉用具販売事業

福祉用具専門相談員の配置 常勤換算で 2.0 以上

福祉用具専門相談員とは、次の A から C のいずれかの者

A 介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士の資格を有する者

B 厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者（福祉用具専門相談員指定講習会など）

C ホームヘルパー養成研修 1 級課程及び 2 級課程修了者

管理者 常勤・専従を 1 名（ただし業務に支障がなければ兼務可）

設備 事業の運営を行うために必要な広さの区画を有していること

事務室（机、イス人数分、書庫（鍵付き）、トイレなど）、相談室（個室でなくても、パーティション、カーテンで仕切るスペースに机 1・イス 2 でも可）、福祉用具販売事業を行うために必要な設備・備品

3. 購入費が支給される福祉用具（特定福祉用具）

購入費が支給される特定福祉用具は、「厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目（平成 11 年 3 月 31 日付・厚生省告示第 94 号）により、下記のとおり定められています。

腰掛便座

特殊尿器

入浴補助用具（入浴用イス、浴槽用手すり、浴槽内イス、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ）

簡易浴槽

移動用リフトのつり具の部分

4. 指定申請の方法や申請書の様式

指定申請の方法や申請書の様式

[ここをクリック](#) PDF

運営規程（記入例）

[ここをクリック](#) WORD